

別表第3（第2条関係）

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部において「法」という。）に基づく事務に係る手数料

名称	事項	金額	
1 仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料（建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関するエネルギー確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外	法第11条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査（特定に基づく建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1号に該当する場合に限る。）	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	
		(1) 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 2,500円
			当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 4,700円
			当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 7,800円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 9,400円
		(2) 一戸建て住宅以外の住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 4,300円
			当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 8,200円
			当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 13,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 15,900円
			当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方

壁、窓等 を通して の熱の損 失の防止 に関する 基準及び 一次エネ ルギー消 費量に関 する基準 (平成28 年国土交 通省告示 第266号) をいう。 以下同 じ。) 又 は誘導仕 様基準の 審査に係 るものを いう。)			メートル以内のもの 22,300 円		
			当該住宅の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 31,300円		
			当該住宅の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 50,100円		
			当該住宅の床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるも の 68,900円		
2 建築物 エネルギー 消費性能 適合性判 定手数料	法第11条第 1項又は第 12条第2項 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
		(1) 計画提 出又は計 画通知に 併せて法 第10条第 1項に掲 げる基準 に適合し ているこ とを示す	ア 一戸建て住宅 イ ア以外 の建築物	5,800円	
			(ア) 住宅 部分	当該部分の床面積の合計が300平方メー トル未満のもの 11,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メー トル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メー トル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メー	

書類として市長が定めるものが提出された場合			トル以上10,000平方メートル未満のもの 94,700円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 119,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 148,000円
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,200円
		(イ) 仕様・計算	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 30,100円

				併用法	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの
				(住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)の	33,200円

					基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、3の項及び6の項において同じ。）による場合
				(ウ) 標準計算法	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,200円
				(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は省令第	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,900円

				10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、3の項及び6の項において同じ。)による場合	
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円	
		b 仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メ		

					ートル未満のもの 100,000円
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの 175,000円
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 256,000円
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の 304,000円
					当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも の 354,000円
c	標準計 算法によ る場合				当該部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの 81,000円
					当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの 135,000円
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの 229,000円
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 329,000円
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも

		の 390,000円
		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの の 449,000円
(イ) 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、その他処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円
(ウ) (イ) 以外の非住宅部分	a モデル建物法（一次エ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

					の場合	エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。3の項及び6の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 129,000円 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 276,000円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 361,000円 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 434,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 509,000円	
					b 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 266,000円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円 当該部分の床面積の合計が	

					方法をい	2,000平方メートル以上5,000
					う。3の	平方メートル未満のもの
					項及び6	615,000円
					の項にお	当該部分の床面積の合計が
					いて同	5,000平方メートル以上10,000
					じ。)に	平方メートル未満のもの
					よる場合	758,000円
						当該部分の床面積の合計が
						10,000平方メートル以上
						25,000平方メートル未満のも
						の 896,000円
						当該部分の床面積の合計が
						25,000平方メートル以上のも
						の 1,020,000円
3 建築物	法第11条第	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				
エネルギー	2項又は第	(1) 変更計	ア 一戸建て住宅 4,100円			
消費性	12条第3項	画提出又	イ	ア以外	(ア) 住宅	当該部分の床面積の合計が300平方メー
能確保計	の規定に基	は変更計	の建築物	部分		ル未満のもの 8,000円
画の変更	づく建築物	画通知に				当該部分の床面積の合計が300平方メー
に係る建	エネルギー	併せて法				ル以上2,000平方メートル未満のもの
築物エネ	消費性能確	第10条第				16,700円
ルギー消	保計画の変	1項に掲				当該部分の床面積の合計が2,000平方メー
費性能適	更に係る建	げる基準				トル以上5,000平方メートル未満のもの
合性判定	築物エネル	に適合し				37,000円
手数料	ギー消費性	ているこ				当該部分の床面積の合計が5,000平方メー
	能適合性判	とを示す				トル以上10,000平方メートル未満のもの
	定	書類とし				66,500円
		て市長が				当該部分の床面積の合計が10,000平方メー
		定めるも				トル以上25,000平方メートル未満のも
		のが提出				の 83,500円
		された場				当該部分の床面積の合計が25,000平方メー
		合				ートル以上のもの 103,000円
			(イ) 非住			当該部分の床面積の合計が300平方メー

		宅部分	ル未満のもの 8,000円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円	
(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円	
		(イ) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円	
		(ウ) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 仕様基準又は誘	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

導仕様基 準による 場合	26, 800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 46, 500円
	当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 84, 800円
	当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの 127, 000円
b 仕様・ 計算併用 法による 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42, 000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 70, 500円
	当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 122, 000円
	当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 179, 000円
	当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの 213, 000円
	当該部分の床面積の合計が25, 000平方メートル以上のもの 248, 000円
c 標準計	当該部分の床面積の合計が300

					算法による場合 平方メートル未満のもの 56,800円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 273,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 314,000円
				(イ) 非住宅部分の用途が工場等の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

					104, 000円
					当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの 132, 000円
					当該部分の床面積の合計が25, 000平方メートル以上のもの 165, 000円
	(ウ) (イ)	a	モデル	当該部分の床面積の合計が300	
	以外の非		建物法に	平方メートル未満のもの	
	住宅部分		よる場合	71, 600円	
	の場合			当該部分の床面積の合計が300	
				平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 91, 100円	
				当該部分の床面積の合計が	
				1, 000平方メートル以上2, 000	
				平方メートル未満のもの	
				119, 000円	
				当該部分の床面積の合計が	
				2, 000平方メートル以上5, 000	
				平方メートル未満のもの	
				193, 000円	
				当該部分の床面積の合計が	
				5, 000平方メートル以上10, 000	
				平方メートル未満のもの	
				253, 000円	
				当該部分の床面積の合計が	
				10, 000平方メートル以上	
				25, 000平方メートル未満のもの	
				304, 000円	
				当該部分の床面積の合計が	
				25, 000平方メートル以上のもの	
				357, 000円	
		b	標準入	当該部分の床面積の合計が300	
			力法等に	平方メートル未満のもの	

					よる場合 186, 000円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 234, 000円 当該部分の床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 301, 000円 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 430, 000円 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 531, 000円 当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの 627, 000円 当該部分の床面積の合計が25, 000平方メートル以上のもの 715, 000円
4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査を受ける部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の17の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の18の項又は19の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額）	(1) 申請に併せて法第30条第 ア 一戸建て住宅 イ ア以外 5, 800円 の建築物	(ア) 住宅 部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11, 300円

1 項各号 に掲げる 基準に適 合してい ることを 示す書類 として市 長が定め るものが 提出され た場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 94,700円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 119,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 148,000円
	(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円

(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,200円	
		(イ) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 30,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,200円	
		(ウ) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,200円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,900円	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,900円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 120,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円
		b 仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000

						平方メートル未満のもの 175,000円
						当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 256,000円
						当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の 304,000円
						当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも の 354,000円
				c 標準計 算法によ る場合	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの 81,000円	
					当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの 135,000円	
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの 229,000円	
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 329,000円	
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の 390,000円	
					当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも	

		の 449,000円
(イ) 非住宅部分	a モデル 建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 276,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 361,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 434,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 509,000円
	b 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 266,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円
		当該部分の床面積の合計が

						1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 758,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 896,000円
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,020,000円
5 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の17の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				
		(1) 申請に併せて法第30条第1項各号に掲げる基準に適合してい	ア 一戸建て住宅			4,100円
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メー

			ることを 示す書類 として市 長が定め るものが 提出され た場合		トル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円
	(イ) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円		
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円		
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円		
	(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円	

				(イ) 仕様・計算	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
				併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
				(ウ) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
イ ア以外の建築物				(ア) 住宅部分	a 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
						26,800円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
						46,500円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
						84,800円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
						127,000円
				b 仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
						42,000円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
						70,500円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
						122,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000

					平方メートル未満のもの 179,000円
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 213,000円
					当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 248,000円
				c 標準計 算法による 場合	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの 56,800円
					当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの 94,600円
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの 161,000円
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 231,000円
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 273,000円
					当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 314,000円
	(イ) 非住 宅部分	a モデル 建物法に よる場合			当該部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの 71,600円

						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 357,000円
				b 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円	
					当該部分の床面積の合計が	

						2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円
						当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円
						当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 627,000円
						当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 715,000円
6 建築物	建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であること、エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				
エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第5条に掲げる軽微な変更に関するものを	ア 一戸建て住宅 4,100円			
		イ ア以外の建築物部分	(ア) 住宅	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円		
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円		
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円		
			(イ) 非住	当該部分の床面積の合計が300平方メートル		

提出された場合		宅部分	ル未満のもの 8,000円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円	
(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円	
		(イ) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円	
		(ウ) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 仕様基準又は誘	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

導仕様基 準による 場合	26,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 127,000円
仕様・計 算併用法 による場 合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 213,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 248,000円
c 標準計	当該部分の床面積の合計が300

					算法による場合 平方メートル未満のもの 56,800円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 273,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 314,000円
				(イ) 非住宅部分の用途が工場等の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

					104, 000円
					当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの 132, 000円
					当該部分の床面積の合計が25, 000平方メートル以上のもの 165, 000円
	(ウ) (イ)	a	モデル	当該部分の床面積の合計が300	
	以外の非		建物法に	平方メートル未満のもの	
	住宅部分		よる場合	71, 600円	
	の場合			当該部分の床面積の合計が300	
				平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 91, 100円	
				当該部分の床面積の合計が	
				1, 000平方メートル以上2, 000	
				平方メートル未満のもの	
				119, 000円	
				当該部分の床面積の合計が	
				2, 000平方メートル以上5, 000	
				平方メートル未満のもの	
				193, 000円	
				当該部分の床面積の合計が	
				5, 000平方メートル以上10, 000	
				平方メートル未満のもの	
				253, 000円	
				当該部分の床面積の合計が	
				10, 000平方メートル以上	
				25, 000平方メートル未満のもの	
				の 304, 000円	
				当該部分の床面積の合計が	
				25, 000平方メートル以上のもの	
				の 357, 000円	
		b	標準入	当該部分の床面積の合計が300	
			力法等に	平方メートル未満のもの	

					よる場合 186,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 627,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 715,000円

備考

- (1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、それぞれこの部の2の項(2)のイの(ウ)のb、同部3の項(2)のイの(ウ)のb又は同部6の項(2)のイの(ウ)のbに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- (2) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の

一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの部の4の項(2)のイの(イ)のb又は同部5の項(2)のイの(イ)のbに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この部の2の項(1)の規定により算出した額とする。
- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この部の3の項(1)の規定により算出した額とする。
- (5) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- (7) 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- (8) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- (9) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この部の4の項の規定により算出した額とする。
- (10) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。

ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

- (11) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- (12) 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この部の2の項(1)のア若しくは(2)のア、同部3の項(1)のア若しくは(2)のア、同部4の項(1)のア若しくは(2)のア、同部5の項(1)のア若しくは(2)のア又は同部6の項(1)のア若しくは(2)のアに掲げる額とする。
- (13) 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この部の2の項(2)のイの(イ)、同部3の項(2)のイの(イ)又は同部6の項(2)のイの(イ)に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。